

ないので遂に五月二十六日賃金増額の要求をなすに至つたのである。

九、争議の経過

因みに賃金は男、一圓一圓三十銭、女、五十銭一八十銭

2

五月二十六日従業員代表三名は賃金増額の要求をなしたるも確答を得ないので、二十八日朝更に重ねて要求したところ、

現場監督より作業能率學らざるの故を以つて増額不可能なりとて拒絕されて一同憤慨し事件解決迄就業せざることを申合せ即時罷業に移つたのである。

全員罷業に對して當局は罷業主謀者三十六名は之を絶対使用せず且つ一般參加者も可成使用せざる方針の下に其の出役を阻止し前記四市より新に人夫を紹介せしめて三十日より從來通工事を繼續することゝしたので、當局の強硬なる態度に驚いた従業員側は小倉市譲古賀伴次郎氏等援助の下に三十一日

當局（所轄小倉土木管區所長）を訪問し今回の行動を陳謝し窮状を訴へ再使用を歎願したのであるが、管區所長は、主謀者は絶対使用せず其他は既に新に人夫を採用したの直ちに使用不可能なるが漸次調査の上採用する旨を回答へた。

越へて六月七日午後四時右三十六名中十二名は小倉より福岡に至る行程十八里を飢餓行進と稱して翌八日正午頃福岡縣廳に出頭縣社會課長に會見して救濟方歎願したるも態よく拒絕されたので、同夜は松本治一郎氏（水平社中央執行委員長）方に一泊し同人の援助を得て翌九日並に十日の兩日縣土木課長に會見前同様救濟方歎願するとともありたるも、結局小倉土木管區所長に交渉して解決することとなり、松本治一郎氏は右十二名を伴ひ同管區所長を小倉に訪問折衝の結果十二日左の通解決せり。